

第 78 回神奈川県屋外広告物審議会 会議記録

■日時 令和 4 年 11 月 21 日（月）午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

■場所 波止場会館 5 階多目的ホール

■出席委員

倉田直道委員、菊竹雪委員、佐々木葉委員、田中佐知子委員、原聡祐委員、古賀照基委員、大山奈々子委員、榊原純委員、加藤宏美委員、石塚省二委員、畠山淳一委員、末廣芳和委員、渡邊敬弓委員

1 開会

議長から、委員総数 17 名のうち過半数を超える 13 名の委員の出席により、定足数を満たしていること、審議会を公開とすることを報告。

2 議題

(1) 報告事項

新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について、資料 1 に基づき都市整備課長から説明。

○議長（倉田委員）

ただいまの報告事項につきまして、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

○田中委員

最後に写真を見せてくださったところに、広告募集中という広告が掲出されていましたが、こういったものは施行と同時に撤去されるのでしょうか。

○都市整備課長

この看板はすでに設置されており、経過措置の対象になりますので、撤去を求めることはございません。ですので、この広告募集中のところにも広告を出すことは可能ということになります。

○議長（倉田委員）

これは、9 年間の経過措置の間は、また継続してここへ出しても構わないということですよ。

○都市整備課長

そういうことです。

○大山委員

今年度初めてなので、これまでにご議論あったら申し訳ないのですが、9 年間という

根拠はどういう考え方によるものなのかということと、許可申請が出されて県条例に合っているかどうか審査される時に、もし道路が通ることになったら9年間で終わりだということを周知するのか、その2点を伺いたいと思います。

○都市整備課長

こういった看板は許可を受けてから3年経つと更新時期になりますので、2回更新ができるように9年間という経過措置期間を設けています。

また、看板の耐用年数を考慮しても、9年間は経過措置として認めるのはやむを得ないと考えております。

今回新たに規制したことによって、9年間の経過措置を終えると掲出はできなくなりますが、そのことについては先ほどもご説明したとおり、管轄する土木事務所から周知をさせていただいております。

○大山委員

私が伺いましたのは、今回道路が通ることに伴う周知のことではなくて、そもそもここに広告を出される時に、もし道路が新たに通ることになると9年間だけですよというお知らせは、事前にはなされていないということですか。

○事務局

道路が開通して禁止地域になると決まった際には、土木事務所から周知していますが、開通するかまだ決まっていない間については、許可の段階では詳しくはお伝えできていないので、決まり次第周知を行っている状況です。

○大山委員

今回、新たにこの9年というのが決められたということですよ。

○都市整備課長

今回新たに禁止地域に指定したところについては9年間ですけれども、これまでも順次、新東名高速道路については開通するごとに禁止区域を設定してきましたので、そのときにも9年間という経過措置期間を設けておまして、周知をさせていただきます。

○大山委員

道路が開通することになってからの周知ではなくて、広告の掲出を検討される段階で、もしもという可能性としてお示しすることは大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

新東名高速道路沿いのまだ開通していない部分の周辺500mの範囲に掲出の相談があった場合には、将来的に禁止地域になる可能性があるということは、土木事務所から周知しています。

○大山委員

わかりました。

○末廣委員

この3年間の間に点検を行うと思うのですが、もし大型の地震とか台風が来て設置できなくなった場合は、どのような判断をするのですか。

○事務局

災害で倒れたりした場合には、そこで一旦今設置されているものが撤去されてしまうので、それ以降また違うものを建てる場合には、基本的には新規扱いになります。

(2) 審議事項1

道路・鉄道周辺の屋外広告物規制について、資料2に基づき都市整備課長から説明。

○議長（倉田委員）

ただいまご説明がありました審議事項1につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○佐々木委員

趣旨は理解できました。運用する際に、広告物の設置場所から道路・鉄道を見たときに車両が目視できないことを写真の掲出によって確認できた場合に限るとありますが、多分これは写真1枚というわけにはいかず、どこの部分を取るかによって変わってくると思いますし、車両がものすごい小さく見えるものでも規制するのかという判断が窓口で苦勞されるのではないかと思います、具体的にどのように運用される予定でしょうか。

○事務局

写真を具体的にどの角度からどのように提出させるかはまだ決めていませんが、県内の他の市町村では、例えば広告物の表示面の上端から道路の区域を撮影した写真を何枚か提出させたり、180度の範囲内で1基につき3点を提出させたりといったいろいろな事例があるので、他の自治体を参考にしながら決めたいと思っています。

また、広告物から車両が小さくても見えるようであれば、そこは除外せずに禁止地域としたいと考えております。

○佐々木委員

ありがとうございました。運用を厳密にしようとする、ご苦勞なさるだろうなという気がいたします。

あともう1点よろしいですか。道路側に遮音壁がある場合には、極端に言えばその直

近でも提出できるということになります。遮音壁というのは、できればない方がいい工作物で、今後車の性能等が上がっていくことで、遮音壁が撤去されていく可能性もありますし、逆に新たに付く場合もあって、それは道路事業者が決定されることです。沿道の方の意図とかタイミングと関係なく与条件が変わってくるわけですね。ここも何か混乱を招くのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○事務局

遮音壁については、増えたりなくなったりという可能性はもちろんあるとは思いますが、許可を行うときに、その辺を説明して了承を得た上で、それでも掲出したいという場合には許可をすることとしたいと今のところは考えております。

○佐々木委員

状況は理解できました。それでいろいろ苦勞が出るんじゃないかなという気は、相変わらずございます。

○事務局

一度運用してみて、また課題が見つかったら検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中委員

今の委員からの質問のなかで、写真の件でコメントがありましたが、これは写真のみで判断なさるということで、周辺の土木事務所などが現地に行って、写真と併せて確認するという、そういった手続きは検討されていないということですか。

もう1点は、資料2の2のアスタリスク2つ目についてです。「建物の取り壊し等で要件を満たさなくなった場合は、速やかに広告物を除去させる」というところで、広告を出そうとする方には事前に十分説明するというのを先ほどおっしゃったかと思いますが、どういう形でこの部分の手続きを検討されているのかという点も、今の段階の検討で結構ですので教えていただければと思います。

○事務局

1点目の職員が現地で確認するかということについては、今のところは職員が現地で確認するというよりも、あくまで写真で確認できた場合に許可を行うことを考えております。

2点目の建物がなくなった場合の確認については、許可期間は最長3年となっておりますので、少なくとも3年ごとには写真の提出によって、建物がまだそこにあって展望できないということは確認できると考えております。

○議長（倉田委員）

私の方からよろしいですか。ここには半永久的な構造と認められる建築物と書いてあ

りますが、最近の商業建築などでは非常に更新が早く、それこそ10年ぐらいで取り壊されたりするものも非常に多いのですが、ここでいう半永久的な構造というのはどのようなイメージでいるのでしょうか。

○事務局

半永久的というのは、鉄筋コンクリートのものや、他にも木造の家屋とかでも今は30～40年持つものも見受けられますので、そういうものを含めて半永久的な構造物と捉えております。

○議長（倉田委員）

3年ごとに更新するということであれば、そこでチェックができればいいのかなという気がします。ただ先ほど申し上げたように、最近の商業建築物はあまりお金をかけずに駄目だったらさっさと撤退してしまうということも多いので、そういうものには適用しにくいのかなという気がしました。

あともう一つ、これは考えすぎかもしれませんが、最近ガラスの建物が多くなっていますよね。全面ガラスみたいなものでそれを透過して向こうの広告物が見えてしまうということも全くないとはいえないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局

ガラスを通して見えてしまえば、展望できるということになるので除外は行いません。

○議長（倉田委員）

それもやはりチェックするのでしょうか。

○事務局

そうですね、やはり写真によって道路が見えないということを経験にしたいと思っ
ているので、遮音壁を透明のものは除くとしているのと同じ考え方で、建物を透過して見
えるものというのは禁止地域から除外はしない方針です。

○議長（倉田委員）

かなり条件がそろわないと、両方の面の開口部を通して見えるということは少ないと思
うんですけどね。

他はいかがでしょうか。

○菊竹委員

会長からのご質問に加えて確認をさせていただきたいのですが、ガラスの窓裏広告は、
屋外広告物扱いにならないと理解をしていますが、今の話だとそこも含めて、許可する
かどうかを検討するということですか。

○事務局

ガラスの建物の内側から表示されるものについては、従来通り屋内広告物として対象にはなりません、ガラス張りの建物の外側、屋外に設置されているものについては、その建物を透かして道路が見えれば、禁止地域からは除外しないという考え方です。

(3) 審議事項 2

神奈川県屋外広告条例施行規則の見直しについて、資料 3 に基づき都市整備課長から説明。

○議長（倉田委員）

これは今いろんなところで議論がされているテーマでもありますので、いろいろご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○渡邊委員

デジタルサイネージとプロジェクションマッピングどちらもですが、ガイドラインには、照度のことを有識者の方のご意見を伺って明確に定めて欲しいということと、プロジェクションマッピングの場合は、投影距離、投射距離のことも明確に定めていただきたいです。

あともう 1 点ですが、安全の面から点検年数のことを事故が起こらないように議論を重ねていただきたいと思います。

○事務局

投射距離等については、今のところでは特に定める予定はありませんが、委員の皆様のご意見を伺えればと思います。

○議長（倉田委員）

具体的にそのことについてご意見を伺いたいということですか。

○事務局

もし入れるのであればどのような形で入れるのがいいのか、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（倉田委員）

何かご意見はございますか。

○末廣委員

プロジェクションマッピングの安全性については、イベントで使うものなので、長期というのはまずないと思います。短期でやるもので、安全性についてはその都度確認するので、期間は設けなくてもいいと思います。

また、デジタルサイネージにつきましては、今は輝度の部分が問題になっていて、屋上の広告塔だとかなり明るいものとか、あと走っていて一番危険だと思うのは、交差点の近くにある大きなデジタルサイネージで、残像がどうしてもLEDだと残りますので、そういった場合に青から黄色、赤に変わる信号で、自分の目がそこを見たときにちょっと危険かなと思います。

ですから、スタンド看板については別として、大型の屋上とかそういった壁面についているものに関しては、交差点の付近とかそういった具体的なものを今後検討していかないといけないと思います。

やはり事故が起きる前にそういった問題に取り組むことが大事なので、審議会で検討していったらどうでしょうか。

○議長（倉田委員）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○事務局

先ほど渡邊委員から投影の距離の話が出たんですけども、距離について何を入れるべきか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○渡邊委員

光については、先ほど話に出た光の残存などの事故についてイメージしていたので、広告物の面積の基準が改正案に記載されていましたが、広告自体の大きさではなくて、レンズとかそういう専門的なことで投射距離が広告の大きさ自体とは関係なく影響するののかということを知りたかったです。

○末廣委員

多分距離ではなくて輝度だと思います。事例でいうと、横浜の鶴見にパチンコ屋さんの看板がありまして、鶴見川を渡った反対側にマンションに、夕方になるとパチンコの光が窓の内側に入ってくると、当時苦情がかなり入っていました。それは昔の機械ですが、今は夜になると暗くなって日光が明るいという輝度を上げるといように、自然に輝度を調整する装置が大体付いています。

それが付いていないものだと、ずっと光りっ放しで明るくなってしまうので、近隣のマンションに住んでいる方などから、カーテンを閉めても外から光が当たって迷惑だという話が以前ありましたので、光害の防止のためには、距離ではなくて明るさの規制を今後定めていく方向でいかれたらいいと思います。

○菊竹委員

プロジェクションマッピングは、県庁のような大きな建物全体や建物の壁面を使って、短期間でイベント的に使用する広告としては非常に効果的なものだと思います。

その上で、ここに記載されている許可基準が、30 m²以下ということになっています

が、これはどうやって決められたか。それからもう一つは、期間を短くしても壁面全体を使えるような、そういう可能性があるかどうか、この2点について、ご検討いただきたいと思います。

○事務局

1点目の許可基準の面積の決め方については、既存の壁面利用広告物と同じ基準としております。というのも、許可を受けて出すプロジェクションマッピングというのは、大規模なものというよりも、小規模で常時投影しているようなものを想定しているので、他の広告物と同じ基準面積としています。

イベント等で使う壁面全体を利用するようなプロジェクションマッピングは、大体が1日とか2日とか、長くても5日程度のもが多いと思いますが、現行の屋外広告物条例の運用において、5日以内のものであれば、屋外広告物の要件の、常時一定の期間継続してという要件に当てはまらないものとして運用しているので、そういったものはもと屋外広告物条例の対象とならない広告物として考えております。

○菊竹委員

ありがとうございました。

○都市整備課長

先ほど、光害で信号などを見えにくくしてしまわないか、道路交通に支障が出るのではないかというご意見をいただきましたので、少し補足させていただきますと、ガイドライン素案では、道路交通への配慮ということで、道路交通への影響が及ぼすことがないか疑義のある場合には、所轄警察署に事前に問い合わせることというように、道路交通上への配慮を求めるように定めております。ガイドラインの表現の仕方については、今後警察等と協議していきたいと考えております。

あと、一時的なイベント等で掲出する広告ですけれども、先ほど担当からもありましたように、我々は5日以下のイベントについては、短期的なもので常時ではないという判断で、屋外広告物条例の対象外と考えております。

今後、イベントがもっと長期にわたって開催されるなど、この条例・規則には馴染まないというような状況になってきましたら、また改めて検討していきたいと思っております。

○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

○佐々木委員

先ほど事例の写真で見せていただいた、道路を挟んで反対側に映しているものについて、広告物というより照明自体の迷惑というところで、多分渡邊委員も距離とかを危惧されたのかなと思いますので、投影される面と、投影する途中の光の害がどうなのかと

というのは、距離何mとはなかなか規定はできないと思うので、そこを投影する光源が周辺に迷惑にならないようにという定性的な記載を加えることが必要だと思いました。

それともう1点、「建築物の壁面を利用、壁面に直接表示し…」というのは、原則想定しているのが鉛直面だと思うのですが、歩道の床面などでも所々あると思うので、そちらは今回は対象にしないということによろしいのでしょうか。

○事務局

今までも、床面に投影するものについては壁面の基準を準用していましたが、今回床面を入れるかどうかについては検討したいと思います。

○佐々木委員

うまくやれば賑やかさの演出にもなるので、何が何でも駄目ということではないと思うので、難しいと思いますが検討いただければと思います。

○事務局

道路の路面については禁止となっているのですが、商業施設等の民地の中で投影する分だったらいいのかなと思っています。

○都市整備課長

補足しますと、道路に投影するというのは道路法の縛りでできないことになっています。

○佐々木委員

わかりました。ありがとうございます。

○大山委員

先ほど来の照射距離についてですけれども、近くのビルで結婚式場のプロジェクションマッピングが常時投影されているところがありまして、やはり夜になると光が走るのので、光害を低減させるような光源や距離のルールというのは、常設のプロジェクションマッピングには必要かと思います。

あと、横浜なので県の条例とはまた違うと思いますが、近くにパチンコ屋さんがあるんですけれども、その一番上にすごい輝度で明滅するようなものがあって、ご近所の方から声があったので、あまりにも派手なので何とかしてもらえませんかと事業主さんに話したら、それはちょっとできないんだけど、よく考えたら広告物が出っ張っていたのでそれを直しますと言われたことがあります。

これってこういう声を受けてやることではなくて、事前に図面で確認するとか、どこかの段階でルールを守ってもらう仕組みを持たないといけないと思います。看板が作られてしばらく運用されてから点検してチェックではなくて、どこかでチェックする場面というのはないものか、伺いたいと思います。

○事務局

広告物の申請の際には、どこに設置するか、大きさ、出っ張りはどうなのか、また道路に出るのであれば、道路法で許可できるクリアランスを取らないということは別の法令でも定められていますが、図面については審査する際にいただいておりますので、そこでまずチェックは可能だと思っておりますが、その通りに作られているかどうかの最終的なチェックというのは、現状ではしておりません。

○大山委員

実際に守られているかどうかというのは、定期的な点検でチェックするのですか。

○事務局

点検といっても、錆びていないか、ボルトが緩んでいないかなどという、広告物自体が安全なものかどうかという点検なので、道路や隣の敷地にはみ出してしまっていないかのチェックにはなっていません。

○大山委員

構造物の安全性についてはチェックされるけれども、今回決められる輝度ですとか、そういったところは自主的に守って欲しいというトーンですね。

○事務局

そうですね、輝度についてはあくまでガイドラインで定めているもので、そういう苦情が周辺住民の方からあった場合は、事業者にはガイドラインを守って抑えていただくようお願いはしますが、あとは環境部局でそちらの法令等から規制をしていくことになると思います。

あと、点検の際には写真も提出していただきますので、ある程度図面のとおりに完成しているどうかはそこでも確認できると思っております。

○都市整備課長

あと補足しますと、許可した後の点検の状況ですけども、年に1回は強化月間を設けて、広告物の掲出状況のパトロールなどもしております。

○田中委員

3点伺いたいのですが、1点目は本日の資料3-1についてです。現状の課題を冒頭でご説明いただいたとおり、現行ですとプロジェクトンマッピングもデジタルサインも明確な規制がないので、自然環境とか広告景観を考えなければならないところでも自由に広告を出せるということですが、これまでに県の方に困るという声があったかどうか、教えていただきたいです。

二つ目の質問は、投影広告物条例ガイドラインの位置付けがよくわからないので、も

しよろしければ教えていただきたいと思います。

それから、周辺の自治体において、例えば東京都や千葉県ではそういった課題にどのように対応しているのか。特に東京都はいろいろなニーズもあるでしょうし、どんな状況かわかる範囲で教えてください。

○事務局

1点目の、今までに住居系や自然系許可地域で苦情などが来ているかということですが、こちらには直接は来ていませんが、ただ、周辺の県条例ではない自治体ではそういった苦情が結構あるというのを聞いているので、県条例でも早々に対応しないといけないということで、今回改正を検討しています。

2点目の国のガイドラインの位置付けですけれども、投影広告物条例ガイドラインというのは、国土交通省で平成30年に作られたもので、オリンピックもあったのでその前にプロジェクションマッピングの規定等を各自治体で整備するよにということを示されたものです。ガイドラインの中には繁華街が多いような地域を対象にした規定もあるので、このガイドラインをそのまま規定している自治体はほとんどないと認識しております。

周辺自治体の状況についてですけれども、東京都や八王子市、県内では横浜市、横須賀市、鎌倉市なども、すでにプロジェクションマッピングについては規定を設けています。東京都では、国のガイドラインのように投影広告物の活用地区のようなものを設けて、その地域では規制を緩やかにしてたくさん出せるようにしたりしているようです。

横浜市などでは、短期間の公益的なイベントでは適用除外にするというような規定を設けています。

○田中委員

ありがとうございました。最後にもう1点だけよろしいでしょうか。

先ほど道路には投影してはいけないということをご説明くださいましたが、道路というのは車道のみならず歩道も含まれるのでしょうか。

○都市整備課長

含まれます。

○田中委員

ありがとうございます。以上でございます。

○議長（倉田委員）

私の方から基本的なことをお尋ねしたいのですが、プロジェクションマッピングとデジタルサイネージとの違いというのは、一つは投影するものと、それ自体が発光するものという違いだと思いますが、プロジェクションマッピングとデジタルサイネージは、屋外広告物という概念からするとどういう位置付けになるのでしょうか。

例えば広告になっていなければ、それはもう今回の対象外という理解でいいですか。というのは、プロジェクションマッピングにしてもデジタルサイネージにしても、アートとの境界がどこだという議論があって、中には一切広告らしいものが出てないというケースもあります。そこをどう区別するのかということと、先ほども出てきたイベントで出されるケースというのはもちろんあると思うんですけども、特にそれとそうでないもの、境界や区別をどういうふうに付けるのかということも課題だと思っています。

それからもう一つ、デジタルサイネージとプロジェクションマッピングについてのこれまでの従来の広告物の大きな違いというのは、動画が可能だということです。一般の広告物のように固定されたものでなく常に変化する状態なので、それをどう理解すればいいかということです。

特に動画の場合は、先ほど話があった交通の問題のように、頻繁に画面が切り替わることによって運転士に対しての障害があるとか、これまでの広告物とは違う弊害があるのではないかということをおっしゃっていただいているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○都市整備課長

アートと屋外広告物の違いについては、会長がおっしゃる通り、なかなか判断が難しいところではございますが、国の逐条解説を少しご紹介しますと、屋外広告物の定義の解釈としては、一定の概念・イメージ等が表示されているものであれば、建物の外側に書かれた絵画やプロジェクションマッピングも、商業的目的かどうかにかかわらず屋外広告物に該当するとしておりますので、国のこの解釈が変わらない間は、この解釈のとおり絵画とかアートと言われているものについても、屋外広告物に該当するものとして、条例の対象として運用していきたいと考えております。

もう1点の動画の件については、この条例・規則等では規制が及びませんので、ガイドラインでルールを設けていく予定です。

○事務局

ガイドラインの1ページ目にも「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」を参考に記載していますが、これを遵守していただくほか、あとは道路沿いに設置する場合には、特に安全上の問題がありますので、警察と協議していただくなどして、そこは安全上問題ないように出していただくようお願いすることになると思っております。

○議長（倉田委員）

技術的にも発展途上のものなので、できれば事例をいくつか調べていただいて、それをどう判断するか考えた方がよいという気がします。

先ほどお話ししたデジタルサイネージでも、かなり前ですが、例えば銀座で建物の壁面全体が発光するような形になっていて、ある抽象的なものが常に画面の中でいろいろ動くというようなものがありました。広告は全然出てこないのこれは完全にアートだと思いますが、それはそれで賑わいがあって、それなりに評価できる部分もあるかなと思ったんですけど、ただ微妙だなとも思ったんですね。

だからそういう建物の壁面全体がある意味デジタルサイネージのような機能を持って、それ自体が変化するというようなものをどういう風にとらえるのかというの、結構悩ましいと思います。

○都市整備課長

ありがとうございます。会長からご意見のあったとおり、他の事例をもう少しいろいろと調べまして、県の条例が適用される地域においてどのような規制が一番ふさわしいのか、もう少し深く検討していきたいと思います。

○議長（倉田委員）

確か東京都で社会実験的にやった事例があると聞いています。東京都の場合はエリアを特定して、そのエリアにだったら認めてもいいという感じで、2ヶ所くらいでやっていたと思います。一つの場所については私も関わっていて、コロナなどもあって中断しましたが、それはプロジェクションマッピングでまさに道路の反対側から投影しようとしていたものでした。

そういったものがあるのと、あとはデジタルサイネージの場合が特に悩ましいような気がします。プロジェクションマッピングも今は動画もできるのであまり変わらないと思いますけれども。そういう意味で、その辺りを少し慎重にいろんな事例を検討していただいた方がいいんじゃないかなと思います。

先ほど出ていました八王子での議論には私もずっと参加していて、そのときも似たような議論をした経緯があるので、そこで出た意見も参考にさせていただけるといいかなと思います。

○菊竹委員

渋谷で、スクランブルスクエアという駅前にある商業施設を使った巨大なデジタルサイネージが実施されております。

その場所が渋谷駅隣接しているので、駅に到着する電車の運転手が、赤色だと間違っ
てブレーキを踏んでしまうのではないかと、色彩について随分検証されたようです。結果としては問題なかったということで、全面赤色の広告なども掲載されております。お話しした場所ほど大きくなかったとしても、交差点の付近では、同じように色彩に関する検証をする必要があるのかもしれない。

○議長（倉田委員）

先ほど申し上げた社会実験の一つは、渋谷です。渋谷に最近できた高層ビルの一部にデジタルサイネージを設けるということで、それを対象にした社会実験が確かあったと思います。弊害ばかりではもちろんないですが、渋谷へ行って見ていただくと、どういう弊害があるかということもおそらく理解いただける、これから起こるであろうということも予想できると思います。かなり大きい画面もありますし、それが複数並んでありますからね。ちょうど渋谷の横断歩道のあたりに立っていると、周辺全部がデジタルサ

イネージで囲まれているような状態になっています。

それからデジタルサイネージは結構規模が大きいものも出てきているので、今回の基準では 30 m²以下とありますが、もちろん規制をしておけばその範囲内で収まるとは思いますが、それで済むかどうか、そのあたりも少し現状を見ていただくといいかなと思います。

あとは全然違いますけれども、行き着く先ということでいうと、韓国に行くとデジタルサイネージが本当にすごい状態です。そういったものも、もちろん楽しい一面もありますが、やはりもう少し考えておかなければいけない気がします。

また、これは背景として、渋谷もそうですけれどもその辺りのデジタルサイネージは大体エリアマネジメントの資金源になっているので、なおさら加速されるというところはあります。景観という観点からではなく、エリアマネジメントの運営上の資金源になるということで、エリマネ広告の対象になってきているので、これがますますエスカレートするんじゃないかなと感じているものですから、その辺の動きも含めて調べていただくといいかなという気がします。

○菊竹委員

渋谷は、おっしゃるとおり駅前のエリアマネジメントがデジタルサイネージを取り扱っていますが、相当厳しい自主審査会を設けていて、審査を通らないとデジタルサイネージとして掲載できないような仕組みを作っています。

デジタルサイネージあるいはプロジェクションマッピングに関しては、自主審査会を作って審査するような方法もあるかもしれません。

○末廣委員

根本的に、プロジェクションマッピングとデジタルサイネージの違いは、プロジェクションマッピングは夜しか使えないということです。デジタルサイネージの場合は、今電気料もかなりの高額になっていますが、日中でも輝度を太陽光より明るく照らして表現できます。

あと、やはり東京都は区によって条例ガイドラインが全然違って、表示については渋谷区が一番緩いですが、港区とか世田谷区など他の区はデザイン協議会があったりして相当厳しいです。ですから、区によって、新宿とか渋谷はかなり表現ができたり、ただ広告の期間がかなり短いとか、そういったものの差別化がされています。その辺が神奈川県ではどういう形になっていくかということは、これからの皆さんの協議によることだと思います。

あとは内容ですが、デジタルサイネージは画面がどんどん動画で移り変わっていくので、万が一青少年に対してまずいだろうという画面が出てしまった場合、現に出してはいけないものが出てしまったところが実はありますが、何秒かで消えてしまうものなので、それをどう規制していくかというのが今後課題になってくると思います。

○事務局

ありがとうございます。内容についての規制は難しいところで、屋外広告物条例では面積や高さなどの規制しかできないので、内容については他法令で規制されることになります。

青少年に有害な動画が流れたりということが判明した場合には、青少年保護育成条例等を所管している部署への相談となると思っております。

○議長（倉田委員）

いくつかの場所でもすでにガイドラインの中にそういう中身の話を入れたものも出ていますので、参考にされたら良いと思います。

○事務局

ガイドラインには入れたいと思います。

○議長（倉田委員）

それ以外にも、画面が入れ替わる速度などに対する規制を入れているところもありますので、その辺も併せて参考にされたら良いと思います。

○事務局

分かりました。

○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審議事項2については皆さんからいろいろご意見いただきましたが、これは次回以降また審議すると思いますので、皆さんの方で何かお気づきの点とかいろんな事例についてご存知でしたら、事務局に情報提供いただければと思います。

3 閉会